



令和7年10月2日

一般貸切旅客自動車運送事業者に対する 行政処分(許可取消)について

下記のとおり、一般貸切旅客自動車運送事業者に対し、道路運送法第40条の規定に基づく許可の取消しを行いましたので、お知らせいたします。

行政処分内容の詳細につきましては、別添のとおりです。

記

事業者名: 睡蓮観光株式会社

代表取締役: 寺岡 浩二

事業者住所: 札幌市北区新川西4条4丁目6-13 ヴェニーニ202

【 問い合わせ先 】

北海道運輸局自動車運送事業安全監理室 酒井・二階堂

TEL : 011-290-2744

●行政処分等について

1. 行政処分年月日

令和7年10月1日

2. 事業者の氏名又は名称及び所在地

睡蓮観光株式会社

札幌市北区新川西4条4丁目6-13 ヴェニーニ202

3. 命令の内容

一般貸切旅客自動車運送事業の許可取消し

4. 監査の端緒及び違反行為の概要

「その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況」を端緒に令和7年2月27日、3月25日、5月8日に北海道運輸局にて臨店監査を実施したところ、各種違反行為が判明したものの。

5. 違反事実及び違反条項

(1)点呼の一部が実施されていなかったこと。【80日車】

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項、第2項、第3項)

(2)運行記録計による記録(又は記録の保存)のないものがあったこと。【120日車】

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項)

(3)特定運転者に対する特別な指導が不適切であったこと。【80日車】

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)

(4)運行管理規程の制定項目が不適切であったこと。【警告】

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の2第1項)

6. 違反点数の付与状況

当該命令により付された違反点数 28点

事業者における累積違反点数 100点

※「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について(平成28年11月22日付け北海道運輸局公示第52号、令和7年3月14日付け北海道運輸局公示第84号改正)」記5.(1)①「違反点数の付与により、違反点数の累積が81点以上となった場合」に該当するため許可取消し